

日常生活の3つのお守り

自動車

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
個人賠償責任補償特約
自転車傷害補償特約(一時金払)

のご案内

**自動車事故以外でも日常生活にひそむ様々なリスク…
被害事故も加害事故も自動車保険の特約で、あなたとご家族をサポート!**

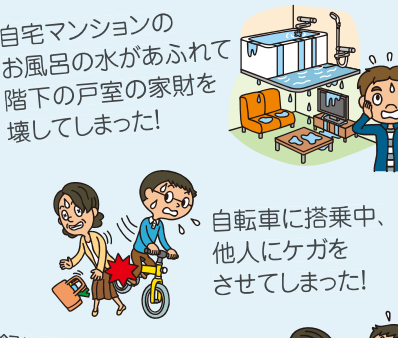
例えばこんな場合…



歩行中に自転車に
ぶつけられケガを
してしまった!

観光中に
歩行者にぶつけられ、
デジカメを壊されてしまった!

**被害
事故**

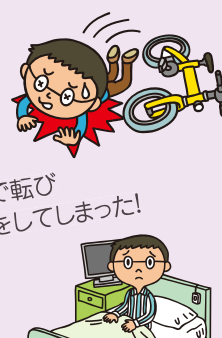


自宅マンションの
お風呂の水があふれて
階下の戸室の家財を
壊してしまった!

自転車に搭乗中、
他人にケガを
させてしまった!

飼い犬が他人に噛みついて
ケガをさせてしまった!

**加害
事故**



自転車で転び
大ケガをしてしまった!

**自転車
による
大ケガ**

**弁護士費用特約
(日常生活・自動車事故型)**

- 相手の方が損害賠償請求に応じない場合でも弁護士等に交渉をお任せ!
- 自動車事故だけでなく**日常生活の被害事故も補償対象!**
- ご自身だけでなくご家族の被害事故も補償!



個人賠償責任補償特約

- 日々の賠償リスクに備えた補償内容!
- ご自身だけでなくご家族の賠償も補償!
- 相手方との示談交渉は、原則東京海上日動が実施!(国内事故に限ります。)



補償を受けられる方 東京海上日動 相手方

**自転車傷害補償特約
(一時金払)**

- ケガの程度に応じて補償(定額払)
- ご自身だけでなくご家族のケガも補償!

加害者からの損害賠償金やお客様がご加入の他の傷害保険契約等の保険金が支払われる場合でも、保険金をお支払いします!



まとめてご契約いただくと安心です!

詳しい補償内容と保険料は裏面へ

	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)*1	個人賠償責任補償特約	自転車傷害補償特約 (一時金払)														
ご契約 いただける場合	記名被保険者が個人の契約	記名被保険者が個人のノンフリート契約															
補償の対象	急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)で相手方へ法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用*2および法律相談費用*2	国内外での日常生活に起因する偶然な事故等による法律上の損害賠償責任	国内外での自転車の事故による傷害														
お支払いする 保険金の額	1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。 なお、弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。	1事故について、補償を受けられる方が負う法律上の損害賠償責任の額をお支払いします。 <table><tr><td>1事故あたりの 支払限度額</td><td>国内事故:無制限 国外事故:1億円</td></tr></table>	1事故あたりの 支払限度額	国内事故:無制限 国外事故:1億円	補償を受けられる方のケガの程度に応じて一時金(定額)をお支払いします。 <table><tr><td>入院*3</td><td>5日未満</td><td>1万円</td></tr><tr><td></td><td>5日以上</td><td>10,30,50,100万円*4</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td colspan="2">300万円×等級別割合*5</td></tr><tr><td>死亡</td><td colspan="2">300万円</td></tr></table>	入院*3	5日未満	1万円		5日以上	10,30,50,100万円*4	後遺障害	300万円×等級別割合*5		死亡	300万円	
1事故あたりの 支払限度額	国内事故:無制限 国外事故:1億円																
入院*3	5日未満	1万円															
	5日以上	10,30,50,100万円*4															
後遺障害	300万円×等級別割合*5																
死亡	300万円																
補償を 受けられる方	記名被保険者とそのご家族*6 ご契約のお車に乗車中の方*7 ご契約のお車の所有者*8	記名被保険者*9とそのご家族*6*9	記名被保険者とそのご家族*6														
保険料*10	月々390円*11	月々220円	月々180円														
もしもの時にも月々790円で大きな安心を! (いずれか1つの特約のみをご契約いただくこともできます。)																	
自転車に乗らない方は月々610円で!!																	

- *1 本表では、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の損害賠償請求にかかる弁護士費用等の補償条項における補償の対象、お支払いする保険金の額、補償を受けられる方について記載しています。本特約では、刑事事件にかかる弁護士費用等の補償条項により、自動車事故のうち対人事故における刑事事件の対応等を行う場合の弁護士費用等*2も補償されます。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- *2 弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
- *3 通院は補償の対象外です。
- *4 ケガの程度(骨折、欠損等)により異なります。
- *5 要件を満たした場合は、重度後遺障害特別保険金・重度後遺障害介護費用保険金もお支払いします。
- *6 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
- *7 記名被保険者とそのご家族*6が、ご契約のお車以外のお車(事業用のお車等を除きます。)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故については、そのお車の所有者および同乗者を含みます。
- *8 ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りします。
- *9 記名被保険者が未成年、またはこれらの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者等も対象となります。
- *10 保険期間:1年、払込方法:分割払、分割割増:ありの場合の月払保険料です(2022年1月現在)。
- *11 損害賠償請求にかかる弁護士費用等の補償条項の補償の対象を自動車事故に限定した弁護士費用特約(自動車事故型)の保険料は月々260円*10となります。

※保険金をお支払いしない場合など詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。



補償の重複に関するご注意

補償を受けられる方が既に他の保険契約で弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)または個人賠償責任補償特約と同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご検討ください。

※火災保険や傷害保険等にも同様の特約がありますので、あわせてご確認ください。

- ※このチラシのご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAPのご契約を対象としております。
- ※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は「弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)」、弁護士費用特約(自動車事故型)は「弁護士費用等補償特約(自動車)」、個人賠償責任補償特約は「個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠償)および賠償事故解決に関する特約」、自転車傷害補償特約(一時金払)は「自転車傷害補償特約(一時金払)および基本条項特約(傷害)」のペットネーム・略称です。
- ※このチラシは各特約の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください。〔ご契約のしおり(約款)〕はホームページでもご確認いただけます。〕。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- ※ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-119-110**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶ 

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp